

令和5年度 第1学期転学・編入学募集要項

1 募集区分および募集人員

(1) 募集区分

ア 募集区分1(転勤者生徒特別枠)

保護者の転勤等に伴う、都外及び海外からの転入者で応募資格を有する者

イ 募集区分2(転入学者特別枠及び一般募集枠)

応募資格を有する者(募集区分1に該当する者を含む。)

(2) 募集人員

			機 械 科	電 気 科	環境化学科	デュアルシステム科
2年	区分1	転勤者生徒特別枠	0	0	1	0
	区分2	転入学者特別枠 一般募集枠	2	0	4	2
3年	区分1	転勤者生徒特別枠	0	1	0	0
	区分2	転入学者特別枠 一般募集枠	0	2	2	3

2 願書受付期間及び受付場所

(1) 受付 令和5年 3月10日(金) 午前9時から 午後3時まで
3月13日(月) 午前9時から 正午まで

(2) 受付場所 本校 経営企画室窓口

3 応募資格

都立高校の転学・編入学募集に応募できる者は、次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)の要件を備えている者とする。

(1) 転学

高等学校に在籍している者

(2) 編入学

次のいずれかに該当する者

ア 高等学校等において第一学年相当以上の単位数を修得した後、退学した者

イ 外国において学校教育における10年以上の課程に在籍している者又は10年以上の課程を修了した者

ウ 中等教育学校の後期課程、高等専門学校(以下「高専」という。)又は特別支援学校の高等部に在籍している者

(3) 住所要件及び保護者の要件

全日制課程

保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都外在住者で保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者で入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、保護者の要件について、上記に当てはまらない場合に、特別の事情として認められる事情及び必要書類等は、別紙1のとおり。

4 出願方法

(1) 転学

ア 転学前と同一課程及び同一学科の都立高校への出願を原則とするが、第1学年の第二学期転学・編入学募集では、転学前と異なる課程又は異なる学科の都立高校へ出願することができる。第1学年の第三学期以降の転学・編入学募集では、転学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合は、異なる課程又は異なる学科の都立高校へ出願することができる。

イ 都立高校全日制在籍者が、他の都立高校全日制に転学を希望する場合は、在籍している都立高校長及び志願予定先の都立高校長が、転学・編入学募集の目的に照らして、他の学校に転学する必要性があり、学習の機会を継続する上で真に必要なと認める場合に限り、1年度間に1回を原則として、出願について各都立高校長の承認を得た上で、転学・編入学募集に出願することができる。

ウ 最初に合格した都立高校へ入学することを条件に、同一募集時期の複数の都立高校に出願することができる。いずれかの都立高校に合格した場合、入学手続きを行ってなくても、その日以降の受検はできない。

なお、編入学についても同様の取扱いとする。

(2) 編入学

ア 高等学校等において第一学年相当以上の単位数を修得した後、退学した者

各学年の第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

イ 外国において学校教育における10年以上の課程に在籍している者又は10年以上の課程を修了した者で、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者。ただし、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者は、帰国の際に当該学校教育を中断又は修了した場合に限り、帰国後、直近の転学・編入学募集に限り出願することができる。

なお、年齢相当学年より上の学年に出願することはできない。

(ア) 日本国籍を有し、保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者のうち、保護者に伴った外国における連続した在住期間が2年以上のもの（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。）で、かつ、帰国後1年以内のものは、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象の募集及び海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。

(イ) 日本国籍を有し、保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者のうち、保護者に伴った外国における連続した在住期間が2年未満のものは、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。

なお、海外帰国生徒対象の募集に出願することはできない。

(ウ) 日本国籍を有し、保護者に伴う海外在住以外の事情により海外から帰国した者は、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。ただし、第一学期以外の募集においては、外国における連続した在学期間が1年以上の者（1箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。）とする。

なお、海外帰国生徒対象の募集に出願することはできない。

(エ) 外国籍を有し、海外に在住している者又は在住していた者は、各学年の第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

ウ 中等教育学校の後期課程、高専又は特別支援学校の高等部に在籍している者

(ア) 中等教育学校の後期課程からの編入学

中等教育学校の後期課程に在籍している者が都立高校に編入学を志願する場合は、転学に準じて扱う。

(イ) 高専又は特別支援学校の高等部から全日制への編入学

全日制への出願については、第1学年の第二学期転学・編入学募集に限り出願することができる。ただし、編入学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合については、各学年の第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

(ロ) 高専又は特別支援学校の高等部から定時制又は通信制への編入学

編入学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合については、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の募集に出願することができる。

(3) 出願に要する書類等

ア 入学願書（※願書用紙は本校で交付）

イ 住所等を証明する書類（都内在住者）

志願者及び保護者の住所が確認できるもの（住民票記載事項証明書等）

ウ 転居を証明する書類（都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者）

契約書の写し（売買、賃貸）等を添付した保護者の申立書（転居先住所と転居理由を明記したもの）

募集区分1（転勤者生徒特別枠）に出願する場合は、原則として、転勤証明書（転勤の内示証明又は辞令の写し等）を添付する。

なお、写しの場合は原本を持参し、確認後返却を受けること。

エ 転学照会書（転学のみ）

オ 高等学校の在籍等を証明する書類

在籍する高等学校の在学証明書及び在籍する高等学校の単位修得証明書・成績証明書

なお、編入学の扱いにより出願する者は、最終在籍校の単位修得証明書のみ

カ 特別の事情を示す書類

（保護者が父母であり、父母のどちらか一方が特別の事情により志願者と同居できない場合のみ）

理由書（父又は母が志願者と都内に同居できない特別の事情及び志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記したもの）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

なお、特別の事情として認められる事情及び必要書類等については、別紙1のとおり。

キ 海外における勤務証明書等、保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外からの帰国生徒で、保護者のどちらか一方が帰国できない場合又は志願者のみが帰国する場合）

ク 身元引受人承諾書（海外からの帰国生徒で、志願者のみが帰国する場合）

ケ 入学考査料

志願者は、東京都立学校の授業料等徴収条例に定める入学考査料を、入学願書を提出する際に納付しなければならない。

コ その他志願しようとする都立高校長が必要とする書類

(4) 入学願書提出期間及び提出先

志願者は、出願に要する書類等を指定する期間内に提出すること。

【提出期間】	令和5年	3月10日(金)	午前9時	から	午後3時	まで
		3月13日(月)	午前9時	から	正午	まで
【提出先】	本校	経営企画室窓口				

5 選抜日等

(1) 選抜日 令和5年3月14日(火) 午前8時30分集合

(2) 検査会場 東京都立多摩工業高等学校

(3) 時間割

第1時限	国語	午前8時50分	～	午前9時30分
第2時限	数学	午前9時40分	～	午前10時20分
第3時限	英語	午前10時30分	～	午前11時10分
第4時限	工業(学科別)	午前11時20分	～	午後0時00分
第5時限	面接	午後0時10分	～	

(4) 携行品 受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、上履き
時計以外の機能を備えた時計、携帯電話などの通信機器の使用は許可しない。
(持参した場合は学校ですべての検査が終了するまで預かります)

6 選考基準 学力検査と面接で、学力・興味関心・意欲・本校教育方針の理解などにより本校の入学に適しているか総合的に判断する。
このため、応募者が募集定員以内であっても合格するとは限りません。

7 合格発表 令和5年3月14日(火) 午後3時
※合格者は、通知書等を必ず受領すること。

8 入学手続 合格者は、本校指定の書類等を期間内に提出し、入学手続を完了すること。
【入学手続期間】 令和5年 3月14日(火) 午後3時～午後4時30分
3月15日(水) 午前9時～午後3時

9 その他

- (1) 応募資格に違反し、または証明書等必要書類の重要事項の誤記もしくは不備、その他事実と反する記載により転学・編入学したと認められる者は、その入学の許可を取り消します。
- (2) 不明な点は本校に問い合わせてください。

東京都立多摩工業高等学校 電話 042-551-3435 FAX 042-551-7592
